

市街地再開発等促進エリアにおけるホテルの誘致等奨励金に関する要綱

(目的)

第1条 市街地再開発等促進エリア内における観光客やビジネスで訪れる客の宿泊施設を確保し、経済の活性化を図るため、当該市街地再開発等促進エリアにホテルを建替え等をする際に交付する奨励金の交付に関しては、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「宿泊可能人数」とは、ホテル業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に該当する営業を除く。）をいう。）の施設（以下単に「ホテル業の施設」という。）の客室における常設のベッド等の寝具（エキストラベッド等の仮設する用途の寝具を除く。）の個数で換算した、1部屋当たりの宿泊定員数の合計をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、市街地再開発等促進特別減税条例（平成25年横須賀市条例第33号。以下「条例」という。）の例による。

(交付要件)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、条例第3条各号に規定する要件をすべて満たす建築物を設置する者のうち、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 建替え等が行われた建築物の全部または一部についてホテル業の施設を設置していること。
- (2) 開業から条例第5条に規定する不均一課税の期間にわたって継続して当該ホテル業の施設を設置すること。
- (3) 建替え等が行われた建築物に設置されたホテル業の施設にあつては、建替え前よりも宿泊可能人数が増加していること。

(交付申請)

第4条 奨励金の申請は、ホテル業の営業開始後1月以内に行わなければならない。

2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 営業施設の配置図、平面図及び立面図
- (2) 法人の場合は定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書又は登記簿謄本
- (3) 旅館業条例（平成12年横須賀市条例第25号）第6条第1項に規定する営業許可書の写し
- (4) 宿泊可能人数の増加がわかる書類
- (5) 賃貸借契約書（建築物の所有者とホテル業の営業者が異なる場合に限る。）
- (6) 印鑑登録証明書
（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、予算の範囲内において、増加した宿泊可能人数に30万円を乗じて得た額とする。ただし、同一のホテル業の施設に対する奨励措置は1回限りとする。

2 前項の奨励金は、5年以内に分割して交付することができる。

3 第1項の増加した宿泊可能人数は次のアからエまでに掲げる事由の区分に応じ、当該アからエまでに定める人数とする。

ア 更新 施設の更新前のホテル業の施設と比較して増加した宿泊可能人数

イ 増床 増床により増加した宿泊可能人数

ウ 移転 移転前と比較して増加した宿泊可能人数

エ 新規設置 新たに設置されたホテル業の施設の宿泊可能人数

4 第1項の奨励金の交付については、商業等集積奨励金の交付を妨げない。
（実績報告書等）

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助対象となる施設に係る登記事項証明書又は登記簿謄本

(2) 平面図及び配置図（申請以降に変更された場合に限る。）

2 適用者は、開業の日を含む年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）から5年度分にかぎり、各年度の宿泊者の延べ人数を報告するものとする。ただし、適用者が、対象施設のホテル業を営む者とは異なる場合は、この限りではない。

（その他の事項）

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、文化スポーツ観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。